

建設キャリアアップシステム（CCUS）を 初めて導入する元請企業を応援します！

（令和6年度 山形県建設キャリアアップシステム導入支援事業費補助金の交付先の募集）

- 山形県では、建設技能者の就労意欲の向上や処遇改善等につなげるため、令和6年度に県が発注する公共工事の受注者が建設キャリアアップシステムを初めて導入しようとする場合、モデル事業として、当該受注者に対し補助金を交付します。

1 対象工事

- 県が発注する公共工事（工事の種類は問わない）のうち、受注者がCCUSを活用することを選択した工事（県から指定はしません）

【対象外の工事】

- ① 災害復旧など緊急を要する工事
- ② 工期が30日以下の工事
- ③ 工事の完成予定日が発注した年度の翌年度以降となる工事（※1）
※1 補助対象となる現場利用料について補助年度分のみを対象とし、その日数が30日を超える場合は対象にすることができます。

2 対象となる事業者

- 次の全てを満たす事業者

- ① 山形県の「令和5・6年度 競争入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録されていること
- ② 山形県内に本店を有すること
- ③ 元請企業として、これまでCCUSを活用した工事の実績がないこと（山形県以外の公共団体及び民間企業が発注した工事を含む）（※2）
※2 下請企業として参加したものは除きます

3 補助対象経費、補助額

（1）対象経費

- ① カードリーダー購入費
… CCUSに対応したICカードリーダーが対象（1工事2台が上限）
- ② 現場利用料（カードタッチ費用）
… 工事期間中に、工事に従事する全技能者が就業履行情報の登録（カードタッチ）するごとに発生する料金（一人10円/日）の総額（元請、下請の双方の技能者）

（2）補助額

上記①、②の補助対象経費の合計額（10/10 ただし、96,000円が上限）

4 補助の条件

- 補助を受けるためには次の①～③の全ての条件を満たす必要があります。

- ① CCUSに次の全事項を登録すること（※3）
 - ・事業者（元請企業のみ）
 - ・現場に従事する技能者（1名以上）
 - ・工事現場
- ② 工事現場にカードリーダーを設置し、30日以上就業履行情報を登録すること
- ③ 技能者10名（10名未満の場合は全員）にアンケートを行い、県に提出すること（※4）

※3 上記①の登録費用は補助対象外

※4 アンケートはA4用紙1～2ページ（元請企業2ページ、技能者1ページ）程度